

7月10日降ひょう及び突風被害による‘なし’の事後対策について

令和5(2023)年7月14日

下都賀農業振興事務所

1 架設及び防災網の修復

- ・平棚や網棚、防災網等が損傷した場合は、次の災害に備えて早急に修繕する。

2 摘果

- ・傷が果肉まで達した重傷な果実から段階的に摘果を行い、販売が可能な軽傷な果実は残しておく。
- ・有袋であっても果実に打撲痕が見られるため、もう一度摘果作業を行う。
- ・枝葉の損傷や落葉が甚大な樹は、樹勢回復や花芽形成を促すため、販売できる見込みのない果実は早めに摘果する。

3 苗木等の管理

- ・降ひょうにより枝に打撲痕がある場合は傷口に癒合剤を塗布し乾燥を防止する。
- ・主枝などの延長枝は、今後の強風に備えて添え竹等に誘引し固定する。

4 新梢管理

- ・翌年の花芽着生を促すため、7月までに新梢を斜め45°に誘引しておく。
- ・新梢葉の落葉が甚大な樹は、誘引することで副梢の発生を助長するおそれがあるため、新梢誘引は行わない。

5 適期収穫及び選果選別

- ・今後の梅雨明けに伴い、気温が上昇するため、適期収穫の励行に努める。
- ・腐敗果は、適宜摘み取り、園内ですき込むか、持ち出して適切に処分する。
- ・収穫後の選果選別を徹底し、降ひょうによる打撲した果実の混入を防止する。

6 施肥管理

- ・被害が甚大な樹であっても新梢の二次伸長が懸念されるため、特別な追肥は行わない。
- ・収穫後の礼肥は、今回の摘果によって収量が大幅に減少した場合は、通常の半分程度にするなど減肥する。

7 病害防除

- ・枝葉の損傷により病害の感染が懸念されるため、予防効果のある殺菌剤を追加で散布する。
- ・以後は、販売できる果実がなくても越冬病害等の感染を防ぐため、地域の防除暦を参考に通常防除とする。